

# 「みょうがまんじゅう」 地域の方に学ぶ郷土料理！！

～坂本町生活研究グループ連絡協議会会員による家庭科実習が開催されました～

7月17日（火）、坂本中学校において、坂本町生活研究グループ連絡協議会の会員5名を講師に家庭科実習が行われ、中学1年生13名、小学2年生13名が「みょうがまんじゅう」作りに挑戦しました。

小学生と中学生と一緒に、みんなで協力して、まず皮を作り、中にあんこを入れ、みょうがの葉で包んで蒸しました。まんじゅうをみょうがの葉で包むところが難しそうでしたが、生活研究グループの方々に「コツ」を聞きながら、上手に包むことができました。

蒸しあがった「みょうがまんじゅう」は、みんなでおいしくいただき、最後に協議会の方々に礼の言葉を述べました。

今回は、坂本地域の初夏の郷土料理である「みょうがまんじゅう」を通じて、身近な食材・食文化について学び、地域の方と交流を深める有意義な調理実習となりました。



## 広域交流センターさかもと館「イベント交流施設」落成記念式典の開催

7月14日（土）、広域交流センターさかもと館の敷地内に完成した「イベント交流施設」の落成記念式典が開催されました。

また、この日は一般社団法人さかもとによる「食処さかもと鮎やな」のオープンの日でもあり、爆笑ひよっこ踊りさくら会によるひよっこ踊りや鮎のつかみ取りが行われました。

今回完成した「イベント交流施設」は、厨房設備のある貸館となっています。この施設を活用したコミュニティビジネス等の取り組みを推進することで、地域活性化や雇用の創出を目的として作られたもので、さかもと館に申請し、利用することができます。

なお、「食処さかもと鮎やな」は、11月4日（日）まで営業されます。

球磨川のロケーションを楽しみながら、さまざまな鮎料理を堪能できる食処となっています。

鮎やな本体は、今年9月以降に設置される予定です。

### ★「食処さかもと鮎やな」の営業時間★

月～木／11時～15時  
金土日祝／11時～16時、17時～20時  
※オーダーストップは、営業終了30前  
※夜営業は10名以上、3日前まで要予約



# 第32回坂本ふるさとまつり開催決定！！

6月28日（木）、平成30年度第32回坂本ふるさとまつり運営委員会が開かれ、事業計画と収支予算が決定しました。

今年は、11月11日（日）にまつりが開催されます。現在、作業部会を開き準備を進めていますが、例年どおり、ステージイベントの出演等、さまざまな募集を行っていく予定です。随時、坂本支所だよりにも掲載していきますので、ご協力をお願いいたします。



### ★★★市税等の納期について★★★

8月31日（金）納期限のものは

- 市県民税 2期
- 国民健康保険税 5期
- 介護保険料 5期
- 後期高齢者医療保険料 2期
- 簡易水道使用料8月分〈7月使用分〉

です。

※納付にお困りの場合は、お早めにご相談ください。

※納期限が土曜日、日曜日にあたる場合は、次の月曜日になります。

《問い合わせ》

地域振興課 市民サービス係

☎ 45-2212

市税等の納付には、便利で確実な口座振替をおすすめします。



### ～行政相談のお知らせ～

とき：平成30年8月21日（火）  
時間：午前10時～午後3時  
場所：坂本支所 2階会議室  
行政相談委員：森上 幸久 氏  
《問い合わせ》

地域振興課 市民サービス係

☎ 45-2212

## 『ごみ』は燃やさないでください！

「ごみの焼却」は、不法投棄と同様に法律（廃棄物処理法第16条の2）により禁止されており、違反者は処罰されることがあります。特に、家庭での焼却では「煙」・「二酸化イ」・「灰」などにより、周りの人たちへの迷惑となります。

ビニールやプラスチックなどに限らず、全てのごみは、指定のごみ袋を使い「燃えるごみ」として出すか、毎月の「資源の日」に出してください。



野焼き・不法投棄は「廃棄物処理法」により、5年以下の懲役や1千万円以下の罰金が科せられる場合があります。

